

沖縄県の他国地位協定調査について

調査目的

米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定した日米地位協定は、刑事裁判権や基地管理権が米軍にあること等により、事件・事故の対応や環境汚染など様々な問題点が指摘されていますが、締結から60年間、一度も改定されていません。

沖縄県では、日米地位協定の問題点を更に明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的として、平成29年度から他国地位協定調査を実施しています。

調査方針

法令面からの調査は、協定本文と非公開の両国間合意事項を含めて比較する必要があるため、詳細な調査が困難であることから、①「受入国の国内法適用」、②「基地の管理権」、③「訓練・演習に対する受入国の関与」、④「航空機事故への対応」の4点を中心にした事例比較による検証を行うこととしました。

これまでの他国地位協定調査結果

平成29年度と30年度に調査を行ったドイツ・イタリア・ベルギー・イギリスのヨーロッパ4ヶ国では、自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが分かりました。

また、騒音低減委員会や地域委員会の設置等によって、地元自治体からの意見聴取や必要な情報の提供が行われているほか、受入国側の基地内への立入り権も確保され、米軍機の墜落事故の際にも、受入国側が主体的に捜索等に関わっている状況でした。国内法の適用や空域の管理はオーストラリアにおいても同様の状況が確認できました。

ヨーロッパ各国との比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を規制、 調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が 証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行 禁止措置等明記	英国警察が現場を 規制、捜索

フィリピンの調査結果について

フィリピンの歴史（概略年表）

1946年	フィリピン共和国として独立
1947年	米比基地協定締結（米軍の地位や基地の使用条件等を定めた地位協定）
1951年	米比相互防衛条約を締結
1959年	米比基地協定改定（主要改定①）
1965年	米比基地協定改定（主要改定②）
1966年	基地の使用期限を1991年までに短縮
1979年	米比基地協定改定（主要改定③）
1987年	フィリピン共和国憲法改正（米軍の駐留延長には上院の批准が必要に）
1991年	6月 ピナツボ火山噴火
	8月 米比友好協力安全保障条約調印 クラーク基地の返還、スービック基地の10年間使用期限延長を両政府で合意
	9月 フィリピン上院が米比友好協力安全保障条約の批准を否決
	11月 クラーク基地返還
1992年	スービック基地返還 米軍撤退完了
1995年	南沙諸島のミスチーフ礁を中国が占拠 建造物の建設を開始
1998年	米比訪問軍協定（VFA）締結（1999年1月発効）
2014年	米比防衛協力強化協定（EDCA）を締結

米比基地協定の改定内容について

1947年（当初協定）

- ✓ クラーク・スービック両基地を含む16施設の99年間の使用
- ✓ 基地及びその周辺で必要な全ての権利、権能、権限を米国に付与
- ✓ 刑事裁判権
 - ① 基地内 公務内外を問わず米国
 - ② 基地外 公務中は米国、公務外はフィリピン
- ✓ フィリピンは、米国への事前同意なく、米国以外への基地提供をしない

1959年（主要改定①）

- ✓ 基地の使用期間を25年に短縮（25年間の始期は別の合意の署名日）

1965年（主要改定②）

- ✓ 基地内外を問わず刑事裁判権は、公務中は米国が、公務外はフィリピンが第1次裁判権を持つこととなり、刑事裁判権については、NATOや日米地位協定とほぼ同様の内容に

1979年（主要改定③）

- ✓ 基地にはフィリピン国旗のみを掲揚し、米国旗は米軍施設のみに掲揚
- ✓ 米軍基地にフィリピン人司令官を配置し、各基地はフィリピン軍司令官の指揮下にあることに合意

米軍へのフィリピン国内法の適用

- ✓ フィリピン環境天然資源省の行政命令には、訪問軍協定によって行われる演習等における、フィリピン環境法令の遵守義務が明記されている。

環境天然資源省行政命令No. 2001-28 (2001年10月21日)

第1節 基本方針

訪問軍協定に基づいて遂行される軍事演習及び関連する活動は、(中略) 当国の既存の環境に関する規則及び規制に従うものとする。

第3節 制限及び禁止

- 3-2. 演習において、以下を含む又は以下に帰属する活動は、禁止されている。
- a. 毒性及び危険性廃棄物の産生
 - b. 核物質の使用
 - c. 空域及び水域への恒常的な汚染を生む物質

環境法令の適用に関する比政府の対応

環境天然資源省でのヒアリング内容

- ✓ 米国法に規定されていないことであっても、フィリピン法に規定があれば、米軍にはフィリピン法に従ってもらっており、例えば、有害物質の取扱いにはフィリピン環境天然資源省の許可が必要である。
- ✓ このような取扱いをしていることについて、米側から異論があったという話は聞いたことがない。また、原則としてフィリピン法が米軍には適用されないという話も聞いたことがない。
- ✓ 米軍によるどのような違反であっても、フィリピン法で対応されており、その取扱いにフィリピン軍と米軍に差異はない。

米海軍による世界遺産の岩礁破壊事件 (現地新聞報道)

- ✓ 2013年1月、米海軍の掃海艇が、ユネスコ自然遺産に登録されているフィリピンの「トゥバタハ岩礁海中公園」内で座礁し、岩礁を破壊
- ✓ フィリピン政府は、国内法である「2009年トゥバタハ岩礁自然公園法」に定められた規定に基づき罰金額を算定し、米側に支払いを要求
- ✓ 米側は、フィリピン政府からの要求額を上回る補償金を支払い

フィリピンの空域管理の状況

フィリピン民間航空局（CAAP）

- ✓ フィリピンの空域使用は、民間の方が優先であり、外国軍が使用する場合にはフィリピン民間航空局による事前の許可が必要である。これは憲法にも規定されている。
- ✓ 外国軍がフィリピンの空域を飛行する場合には、フィリピンのルールを守らなくてはならない。過去に米軍が低空飛行をしてフィリピンのルールに違反したことがあったが、その時は訓練を中止させた。
- ✓ 日本の横田空域のような空域は、以前に基地があった頃はスービック基地とクラーク基地の周辺で存在したが、米軍撤退後は民間航空局の管理となっていて、現在では存在しない。

フィリピンの状況（まとめ）

- ✓ フィリピンでは、1992年に米軍が撤退するまでに締結していた基地協定を何度か改定し、フィリピン側の刑事裁判権の拡大や米軍基地へのフィリピン軍司令官配置などを実現。米軍撤退後の1998年には米軍と訪問軍協定を締結し、関係を再構築。
- ✓ フィリピン環境天然資源省の行政命令には、訪問軍協定によって行われる演習等における、フィリピン環境法令の遵守義務を明記。実際の運用においても、米軍の有害物質の取扱いにはフィリピン側の許可を必要とするなど、米軍にも国内法を適用。
- ✓ 空域はフィリピン民間航空局が管理し、民間使用を優先。米軍の空域使用には、フィリピン民間航空局の許可が必要であり、横田空域のように外国軍が管理する空域は存在せず。